

2、冒頭手続

公判が開始された後、証拠調べ手続きに入る前の段階のこと。冒頭手続が終わると、証拠調べ手続きに入る。

Q：冒頭手続(291 条)の流れ

人定質問(規則 196 条)

裁判長が行う、被告人として出廷している者と、起訴状に記載されている被告人とが同一人物であることを確認するための質問



起訴状の朗読(291 条 1 項)

起訴状記載事実(256 条 2 項)のうち、1 号の被告人に関する事項は、人定質問で既に現れているため、「公訴事実」と、「罪名及び罰条」が朗読される。**口頭主義の下、省略することはできない。**

※この時、被害者特定事項の秘匿(290 条の 2 第 1 項,2 項)決定²⁶がされているときは、被害者特定事項を明らかにしない方法で起訴状朗読を行う。

その場合、検察官は起訴状を被告人に示さなければならない(291 条 2 項)

※証人等についても、同様に特定事項の秘匿決定がされることがある(290 条の 3)。その場合も、上記と同様に、証人等の秘匿事項を明らかにしない方法で起訴状朗読を行う(291 条 3 項)



黙秘権の告知(291 条 4 項、規則 197 条 1 項)

裁判長は、黙秘権の告知と共に、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を伝える



被告人及び弁護人の意見陳述(罪状否認)(291 条 4 項)

²⁶ 被害者特定事項の秘匿決定は、被害者等の申出でなされる場合と、裁判所の職権で行われる場合がある(それぞれ 290 条の 2 第 1 項,2 項)。被害者等の申出は、予め検察官にしなければならず、検察官は意見を付して、裁判所に通知する(290 条の 2 第 2 項)。

3、証拠調べ手続(292 条)

(1)総説

ここでは、証拠調べ手続の概観に位置付けられる部分について確認する。具体的に証拠能力が問題となる分野(自白、伝聞)については、後述。

- ・第一次的な証拠調べの請求権者は検察官、被告人又は弁護人だが(298 条 1 項)、裁判所は、必要と認めるときは、**職権で証拠調べをすることができる**(298 条 2 項)
- ・裁判所が職権で証拠調べの決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない(299 条 2 項)
- ・証拠決定をするについては、当事者の意見を聴かなければならない²⁷(規則 190 条 2 項)
- ・公判期日より前に、あらかじめ証拠保全をする必要があるときは、被告人、被疑者又は弁護人は、第 1 回公判期日前に限り、証拠保全の請求ができる(179 条 1 項)。

まず、証拠調べ手続の流れについて確認する。

・検察官による冒頭陳述(296 条)

証拠調べの初めに、検察官が、証拠により証明する事実を明らかにする

↓

・被告人又は弁護人の冒頭陳述(規則 198 条)

証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張をする。

検察官の冒頭陳述と異なり、義務的なものではない。

しかし、公判前整理手続に付された事件については、検察官による冒頭陳述の後に、必ず行わなければならない(316 条の 30)

↓

・検察官による証拠調べ請求(298 条 1 項,規則 193 条 1 項)

検察官は、事件の審判に必要なすべての証拠の取調べを請求しなければならない(規則 193 条 1 項)

²⁷ 当事者が証拠とすることに同意していたとしても、裁判所が証拠調べの必要性がないと判断すれば、証拠として採用しないこともできる。

被告人の自白は、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、取調べの請求をすることができない²⁸(301 条)

公判前整理手続に付された事件については、やむを得ない事由が認められる場合を除き、
公判前整理手続が終わった後の証拠調べ請求はすることができない(316 条の 32)



・被告人側による証拠調べ請求²⁹(298 条 1 項,規則 193 条 2 項)

検察官による証拠調べ請求と同様に、公判前整理手続に付された事件については、被告人
又は弁護人による証拠調べ請求は制限される(316 条の 32)



・証拠調べの実施

証拠調べの実施は、まず検察官が取り調べ請求をした証拠で、証拠決定がなされたものから取り調べ、続いて被告人側が請求した証拠で証拠決定がなされたものを取り調べる(規則 199 条 1 項)。ただし、裁判所が相当と認めるときは順序を変え、随時必要とする証拠を取り調べるができる(規則 199 条 1 項但書)



・証拠調べ終了

証拠調べが終わった証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる(310 条)



・証拠調べ終了後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない(293 条 1 項)

・被告人又は弁護人は意見を陳述することができる(弁論)(293 条 2 項)

²⁸ 被告人の自白のみで有罪とすることを認めない憲法および刑訴法の趣旨(憲法 38 条 3 項, 刑訴法 319 条 2 項)を手続的な側面から保障する規定。

²⁹ 弁護人が独立して証拠調べ請求ができるため、被告人の意思に反していても可能(41 条)。

Q：証拠調べ請求の方式

- ・証拠調べ請求は、証拠と証明すべき事実との関係、すなわち立証趣旨を明示してしなければならない(規則 189 条 1 項)
- ・証拠調べ請求をするについては、相手方に異議のないときを除き、あらかじめ証拠内容を相手方に知らせ³⁰、防御の機会を与えなければならない(299 条 1 項)
- ・証拠調べの請求は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選してしなければならない(規則 189 条の 2)

(2)証拠書類の取調べ

- ・取り調べの方法は、原則として朗読³¹(305 条)
- ・例外的に、裁判長が相当と認めるときは、訴訟関係人の意見を聴き、朗読に代えて、裁判長自ら要旨を告げ、または取調べの請求者、裁判官、裁判所書記官に告げさせることができる(規則 203 条の 2 第 1 項)
- ・起訴状の朗読と同様、被害者特定事項および証人等特定事項の秘匿決定があったときは、証拠書類の朗読はこれらを明かさない方法で行う(290 の 2,290 の 3,305 条 3 項,4 項)

(3)証拠物の取調べ

- ・取調べ方法は、原則として法廷での展示(306 条)

³⁰ 具体的には、人証の尋問を請求するについては、その者の氏名及び住居を知る機会をあらかじめ相手方に対し知らせなければならない、物証の取調べの請求をするについては、あらかじめ相手方に対しその物を閲覧する機会を与えなければならない(299 条 1 項)

³¹ 証拠書類の朗読は、取調べを請求した者がするのが原則だが、裁判長が自ら朗読、又は裁判官若しくは裁判所書記官に朗読させるのも可能(305 条)